

小中一貫・連携教育推進検討会設置要綱

平成 23 年 4 月 19 日  
23 練教学庶第 10020 号

( 設置 )

第 1 条 練馬区の小学校および中学校（以下「小中学校」という。）において、小中一貫・連携教育の推進に向けた具体的な方策を検討するため、小中一貫・連携教育推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

( 所掌事項 )

第 2 条 検討会は、教育委員会教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 小中学校の施設が分離している条件のもとでの、小中一貫・連携教育の考え方および具体的な取組み
- (2) 小中学校の組合せの考え方
- (3) 小中学校の施設が分離している条件のもとでの、小中一貫教育校の学校経営および具体的な取組み
- (4) 改修・改築に際して、小中一貫・連携教育の推進に資する施設整備の考え方
- (5) 小中一貫・連携教育の推進スケジュール
- (6) 教育委員会の支援、その他小中一貫・連携教育の推進に関すること
- (7) その他、委員長が必要と認める事項

( 報告 )

第 3 条 前条の各号における検討の結果について、教育委員会教育長へ答申を行う。

( 構成 )

第 4 条 委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、学校教育部長とする。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 検討会の委員は、別表のとおりとし、教育委員会が委嘱する委員 16 名をもって構成する。

( 任期 )

第 5 条 前条第 4 項の規定による委嘱の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、教育委員会は新たに委員を委嘱することができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 会議 )

第 6 条 委員長が招集し、主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 検討会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、検討会が決定したときは、非公開とすることができる。

( 庶務 )

第 7 条 教育委員会事務局学校教育部新しい学校づくり担当課において処理する。

( 委任 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

別表 ( 第 4 条関係 )

役職等	人数
学識経験者	1 名
練馬区小学校 P T A 連合協議会	1 名
練馬区立中学校 P T A 連合協議会	1 名
練馬区立小学校長会	1 名
練馬区立中学校長会	1 名
小中一貫・連携教育研究グループのうち小学校長	1 名
小中一貫・連携教育研究グループのうち中学校長	1 名
練馬区立小学校副校長会	1 名
練馬区立中学校副校長会	1 名
練馬区立小中一貫教育校 大泉桜学園 副校長	1 名
学校教育部長	
庶務課長	
学務課長	
施設給食課長	
教育指導課長	
新しい学校づくり担当課長	